

◎新潟県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第54条第3項の規定により、十日町市長から
県単農業農村整備事業下原田地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成26年3月14日

新潟県十日町地域振興局長